

一級建築士試験事務

(建築士法第 15 条の 2)

(1) 指定・登録基準

建築士法

(指定の基準)

第 15 条の 3 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央 指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 一級建築士試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の 指定をしてはならない。
- 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 財団法人 建築技術教育普及センター
指定・登録時期 : 平成 13 年 4 月 1 日
法人の連絡先 : 東京都中央区京橋2-14-1
指定・登録の理由 : 建築士法第 15 条の 3 に基づく基準に適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

受験手数料 14, 500円

積算根拠 人件費(4, 332円) + 物件費(10, 247円) ÷ 14, 500円